

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名       |
|-------|------------|
| 13    | 児童手当に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県佐伯市長

## 公表日

令和8年1月28日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 児童手当に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>佐伯市では、児童手当法に基づき、市内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親等からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し、手当を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <p>①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知<br/>           ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知<br/>           ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅<br/>           ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)に分けて、2か月分ずつ支給)<br/>           ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録。令和6年10月以降は所得上限が撤廃となる。<br/>           ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知<br/>           ⑦児童の年齢到達(中学校卒業)に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知<br/>           ⑧公金受取口座を選択した受給者については、手当支給前に公金受取口座情報の確認<br/>           各種申請書の受付については、窓口(・郵送)での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。<br/>           ⑨令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事務/児童1人あたり2万円</p> |
| ③システムの名称                 | Acrocity児童手当<br>MICJET番号連携サーバー<br>中間サーバー、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム<br>住登外宛名番号管理機能  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 児童手当情報ファイル               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表81の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条<br>番号法第9条第1項 別表135の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <選択肢><br>[ 実施する ]<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 106, 107, 125, 160, 161の項及び第162条  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 福祉保健部 こども福祉課   |
| ②所属長の役職名                 | こども福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| -                        |  |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--|--|
| 請求先  | 佐伯市総務部総務課<br>〒876-8585<br>大分県佐伯市中村南町1番1号<br>TEL:0972-22-3663       |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ   |  |
| 連絡先  | 佐伯市福祉保健部 こども福祉課<br>〒876-8585<br>大分県佐伯市中村南町1番1号<br>TEL:0972-22-3180 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span> |  |
| 適用した理由   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。 |   |

| 9. 監査  |  |
|--|--|
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査  |
| 10. 従業員に対する教育・啓発   |  |
| 従業員に対する教育・啓発   | <input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策   | <input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul> |
| 当該対策は十分か【再掲】   | <input type="checkbox"/> 十分である      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>  |
| 判断の根拠  | 佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係するすべての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                      |
|------------|---|--|---|------|--|
| 平成28年5月23日 | IIしきい値判断 2. 取扱者数                            | 500人未満   | 500人以上  | 事後   | 錯誤のため  |
| 平成29年5月22日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長                      | こども福祉課長 市原厚三   | こども福祉課長 羽明謙二  | 事後   | 人事異動のため  |
| 平成30年6月13日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名                  | こども福祉課長 羽明謙二   | こども福祉課長   | 事後   | 評価書の様式変更によるもの                                  |
| 平成30年6月13日 | 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先               | TEL:0972-22-3972   | TEL:0972-22-3180  | 事後   | 電話番号の変更によるもの                                   |
| 平成30年6月13日 | IIしきい値判断 2. 取扱者数                            | 500人以上   | 500人未満  | 事後   | 錯誤のため  |
| 令和1年5月31日  | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                 | 平成27年4月1日 時点   | 令和元年5月31日 時点  | 事後   |  |
| 令和1年5月31日  | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                 | 平成27年4月1日 時点   | 令和元年5月31日 時点  | 事後   |  |
| 令和1年5月31日  | IV リスク対策                                    |  |   | 事後   | 様式変更に伴う記載追加                                    |
| 令和2年5月31日  | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                 | 令和1年5月31日 時点   | 令和2年5月31日 時点  | 事後   |  |
| 令和2年5月31日  | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                 | 令和1年5月31日 時点   | 令和2年5月31日 時点  | 事後   |  |
| 令和3年5月31日  | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                 | 令和2年5月31日 時点   | 令和3年5月31日 時点  | 事後   |  |
| 令和3年5月31日  | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                 | 令和2年5月31日 時点   | 令和3年5月31日 時点  | 事後   |  |
| 令和3年6月30日  | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠     | 番号法第19条第7号   | 番号法第19条第8号  | 事前   | 令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正                    |
| 令和4年6月1日   | ②事務の概要                                      |  | 「令和4年度以降は所得上限限度額以上の場合は消滅となる。」を加筆  | 事前   | 児童手当法施行規則の一部の改正によるもの                           |
| 令和4年6月1日   | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                 | 令和3年5月31日 時点   | 令和4年5月31日 時点  | 事後   |  |
| 令和4年6月1日   | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                 | 令和3年5月31日 時点   | 令和4年5月31日 時点  | 事後   |  |
| 令和4年10月11日 | ②事務の概要                                      |  | 「⑧公金受取口座を選択した受給者については、手当支給前に公金受取口座情報の確認」を加筆   | 事前   | 特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの           |
| 令和4年10月11日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠                    |  | 第101項を加筆  | 事前   | 特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの           |
| 令和4年10月11日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠     |  | 第121項を加筆  | 事前   | 特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの           |
| 令和5年3月15日  | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要          |  | 「各種申請書の受付については、窓口(・郵送)での書類の受付のほか、マイナポータルでの「サービス検索・電子申請機能」及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。」を加筆 | 事前   | マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更 |
| 令和5年3月15日  | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称        |  | 「、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム」を加筆   | 事前   | マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更 |
| 令和6年11月27日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠                    | 番号法第9条第1項 別表第一第56項、第101項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 | 番号法第9条第1項 別表81の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条  | 事後   | 番号法の改正による修正                                    |
| 令和6年11月27日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる除情報連携 ②法令上の根拠    | 番号法第19条第8号 別表第二第26項、第30項、第74項、第75項、第87項、第121項            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2, 106, 107, 125, 161の項  | 事後   | 番号法の改正による修正                                    |
| 令和6年11月27日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                 | 令和4年5月31日 時点   | 令和6年10月1日 時点  | 事後   | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。                      |
| 令和6年11月27日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                 | 令和4年5月31日 時点   | 令和6年10月1日 時点  | 事後   | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。                      |
| 令和6年11月27日 | IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | 新設   | [十分である]   | 事後   | 重要な変更にと当たらない。(評価書の様式変更に伴う項目の追加)                |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                         |
|------------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和6年11月27日 | IVリスク対策 8. 人手を介させざる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か(判断の根拠) | 新設   | 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。   | 事後   | 重要な変更当たらない。<br>(評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和6年11月27日 | IV リスク対策 9. 監査 実施の有無                               | [○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査   | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査  | 事後   | 評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。              |
| 令和6年11月27日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策      | 新設   | 9) 従業者に対する教育・啓発   | 事後   | 重要な変更当たらない。<br>(評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和6年11月27日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】          | 新設   | [十分である]   | 事後   | 重要な変更当たらない。<br>(評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和6年11月27日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 (判断の根拠)  | 新設   | 佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係するすべての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 | 事後   | 重要な変更当たらない。<br>(評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和6年9月30日  | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要                | ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年3回(2月、6月、10月)に分けて、4か月分ずつ支給)                                       | ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)に分けて、2か月分ずつ支給)  | 事後   | 児童手当法の一部の改正によるもの                  |
| 令和6年9月30日  | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要                | ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」が「特例給付」かを判定、令和4年度以降は所得上限限度額以上の場合は消滅となる。 | ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録。<br>令和6年10月以降は所得上限が撤廃となる。   | 事後   | 児童手当法の一部の改正によるもの                  |
| 令和7年11月17日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称              | Acrocity児童手当<br>MICJET番号連携サーバー<br>中間サーバー、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム             | Acrocity児童手当<br>MICJET番号連携サーバー<br>中間サーバー、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム<br>住登外宛名番号管理機能   | 事前   | 基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加              |
| 令和7年12月1日  | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                        | 令和6年12月1日 時点   | 令和7年12月1日 時点  | 事後   | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。         |
| 令和7年12月1日  | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                        | 令和6年12月1日 時点   | 令和7年12月1日 時点  | 事後   | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。         |
| 令和8年1月8日   | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要                |  | ⑨令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事務/児童1人あたり2万円   | 事前   |                                   |
| 令和8年1月8日   | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠                           |  | 「番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条」を加筆   | 事前   |                                   |
| 令和8年1月8日   | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、106、107、125、161の項  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、106、107、125、160、161の項及び第162条  | 事前   |                                   |